

子育て健康部 こども政策課
令和 6 年 1 2 月定例会 厚生文教委員会

「こども計画（案）に係るパブリックコメントの実施について」の説明資料

- 資料 1 生駒市こども計画（案）の概要について
- 資料 2 パブリックコメント実施に係るチラシ
- 資料 3 生駒市こども計画（案）

生駒市こども計画(案)の概要について

■計画策定の趣旨

令和5年にこども基本法が施行され、同法第9条に基づき、こども政策を総合的に推進することを目的とし、こども大綱が策定されました。また、同法第10条2項において、「市町村は同大綱と都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努めるものとする」という旨が規定されました。

生駒市としても、すべてのこどもの権利が守られ、健やかに成長・自立できるよう、社会全体で総合的にこども、ならびに子育て家庭を支援する環境を整備することを目的に、「生駒市こども計画」(以下、本計画)を策定します。なお、本計画は、こども基本法第10条5項に基づき、子ども・子育て支援法第61条1項を根拠とする法定計画である子ども・子育て支援事業計画(第3期)を包含する計画として策定します。

■計画期間

本計画の計画期間は、法定計画である「第3期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間と合わせ、令和7年度～令和11年度の5年間とします。

■計画の対象

本計画の対象は、こども・若者・子育て当事者やこどもと直接接する人だけでなく、地域の人や空間、地域文化まで広く含むものとします。

■計画のキーマッセージと基本理念

キーマッセージ こどもは大丈夫。オトナは大丈夫？

こども、若者、子育て世帯及び地域・社会の課題を洗い出し、こどもの目線で整理したところ、こどもを取り巻く課題は、オトナ側の課題であることが分かりました。

我々オトナは、こどもの権利を認め、こどもの意見を尊重し、一人の人間としてこどものありのままを受け止めることができているでしょうか？こどもに対して、オトナが考える幸せの価値観を押し付けたり、育ててあげている、教えてあげていると思ったりしていないでしょうか？

こどもを取り巻く課題を解決していくためには、大人がこどもに対する意識を変え、大人同士で学び、悩み、育ち合い、こどもとの信頼関係を築きながら、大人みんなで地域のこどもたちの自己決定、ひいてはウェルビーイングを大切にす文化を醸成していくことが大切だと考え、以下のとおり本計画の基本理念として定めます。

基本理念

普遍的な目標 (Mission)

こどものウェルビーイングを高める

目指す姿 (Vision)

こどもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち

大切にしたい価値 (Value)

大人の意識変容 ・ 地域で育つ ・ こどもの自己決定

■ 施策体系

基本理念に掲げる普遍的な目標に向けて、目指す姿を実現するため、3つの価値を大切にしながら、5つの基本目標を設定し、17の施策を推進していきます。

目指す姿 こどもが地域の信頼関係の中で育ち、願いや希望を安心して表現しながら、人生を選択できるまち	基本目標1	こどもの権利が尊重されるまち	施策1	こどもの権利の理解促進 【重点施策】
			施策2	こどもの意見表明、意見反映の機会創出 【重点施策】
			施策3	こどもの権利保障 【重点施策】
	基本目標2	こどもが健やかに育つまち	施策4	遊び・体験活動の充実
			施策5	こどもの居場所づくり 【重点施策】
			施策6	こどもの心のケア
			施策7	こどもの発達支援
	基本目標3	若者が望むライフデザインを実現できるまち	施策8	社会参加の促進や多様な働き方の推進
			施策9	ライフデザインに対する支援の充実 【重点施策】
	基本目標4	安心して子育てができるまち	施策10	妊娠前からの切れ目のない支援 【重点施策】
			施策11	多様な保育サービスの提供
			施策12	子育て家庭への支援と相談・情報提供等の充実
			施策13	配慮が必要な家庭への支援
	基本目標5	地域でこども・若者・子育て家庭を応援するまち	施策14	地域の力の活用
			施策15	安全・安心な環境の整備
			施策16	ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画の啓発
			施策17	地域でこどもを大切にする文化の醸成 【重点施策】

■ 第3期子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ量を把握し、提供体制の確保及び業務の円滑な実施を図るための計画で、本計画の中では独立した章として掲載しています。これまでの事業の利用実績や利用意向等に関するアンケート調査結果等を踏まえて、利用ニーズ量の把握に努めるとともに、第2期計画期間中の事業の成果及び課題の洗い出しを行うこと等を通して、今後の提供体制の確保を図っています。また、法改正に伴い新設される事業については、法改正の趣旨、国が示す指針及び本市における状況等を総合的に勘案し、適切な事業の実施に向けて体制整備を行います。